

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 6 月 23 日

都道府県知事 青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県上北郡野辺地町字タラノ木 11 番地 4

氏 名 有限会社 赤川林業土木

代表取締役 赤川 正廣

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0175-64-0249

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	(有)赤川林業土木
事 業 場 の 所 在 地	上北郡野辺地町字坊ノ塚 48 番地 12
事 業 の 種 類	総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	2881.71t	全 処 理 委 託 量	278.25t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	179.44t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	88.79t
自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	2602.28t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A 列 4 番)



計画の実施状況

木くず

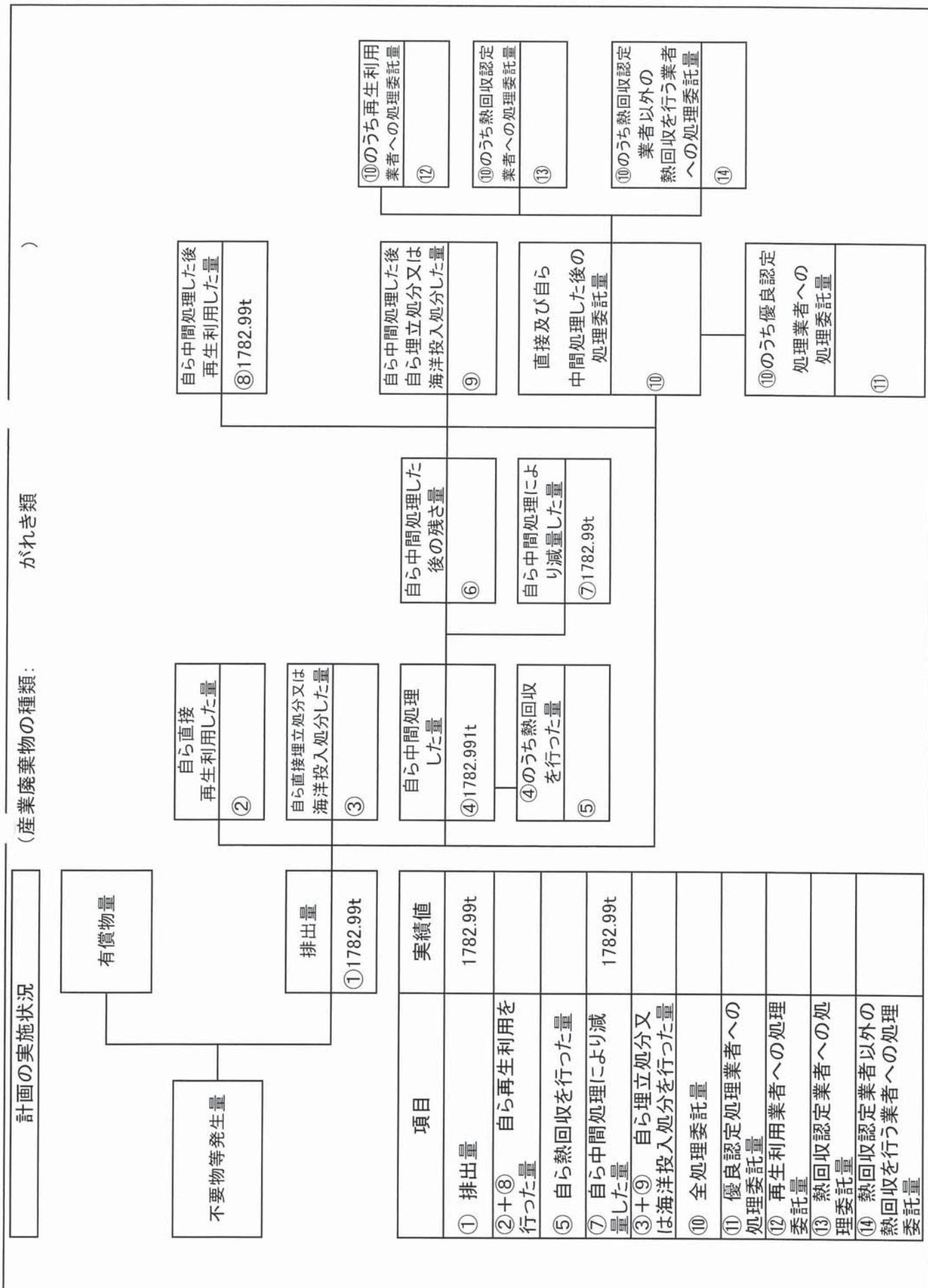
(産業)廃棄物の種類:

)

不要物等発生量	有償物量	排出量	①819.29t	項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑪のうち再生利用 業者への処理委託量 ⑫	⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑮
				① 排出量	819.29t	④819.29t	⑥	⑨	⑩	⑫	⑬	⑭	⑮
				② + ⑧ 自ら再生利用を行った量		④のうち熱回収を行った量		自ら中間処理により減量した量		⑪のうち再生利用 業者への処理委託量 ⑫	⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑮
				⑤ 自ら熱回収を行った量		⑤		⑦819.29t		⑫	⑬	⑭	⑮
				⑦ 自ら中間処理により減量した量	819.29t					⑪のうち再生利用 業者への処理委託量 ⑫	⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑮
				⑩ 全処理委託量						⑫	⑬	⑭	⑮
				⑪ のうち優良認定処理業者への 処理委託量 ⑫						⑪のうち再生利用 業者への処理委託量 ⑫	⑪のうち熱回収認定業者への処理 委託量 ⑬	⑪のうち熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理 委託量 ⑭	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑮
				⑫ 再生利用業者への処理 委託量						⑫	⑬	⑭	⑮
				⑬ 熱回収認定業者への処理 委託量						⑬	⑭	⑮	
				⑭ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理 委託量						⑭	⑮		
				⑮ 優良認定業者への処理 委託量						⑮			
				⑯ 全ての処理業者への 処理委託量									
				⑰ 計画実施率									

( 第 2 回 )

## ( 添 2 図 )



## 計画の実施状況

(産業)廃棄物の種類： 廃石膏ボード )

( 第 2 回 )

有償物量

不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量  
②自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

排出量

①138.29t

項目 実績値

138.29t

自ら中間処理  
した量  
④④のうち熱回収  
を行った量  
⑤自ら中間処理した  
後の残さ量  
⑥自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑧⑩のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑪⑩のうち熱回収認定  
業者への処理委託量  
⑫直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑬⑩のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量  
⑭⑩138.29t  
⑮⑩のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑯⑩138.29t  
⑰

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量  
②

自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

排出量  
①35.42t

項目 実績値  
① 排出量 35.42t  
②+⑧ 自ら再生利用を行った量  
⑤ 自ら熱回収を行った量  
⑦ 自ら中間処理により減量した量  
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量  
⑩ 全処理委託量 35.42t  
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量  
⑫ 再生利用業者への処理委託量  
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
⑫4.24t

自ら中間処理した  
後の残さ量  
④  
⑥  
④のうち熱回収を行った量  
⑤  
自ら中間処理により減量した量  
⑦

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
⑬

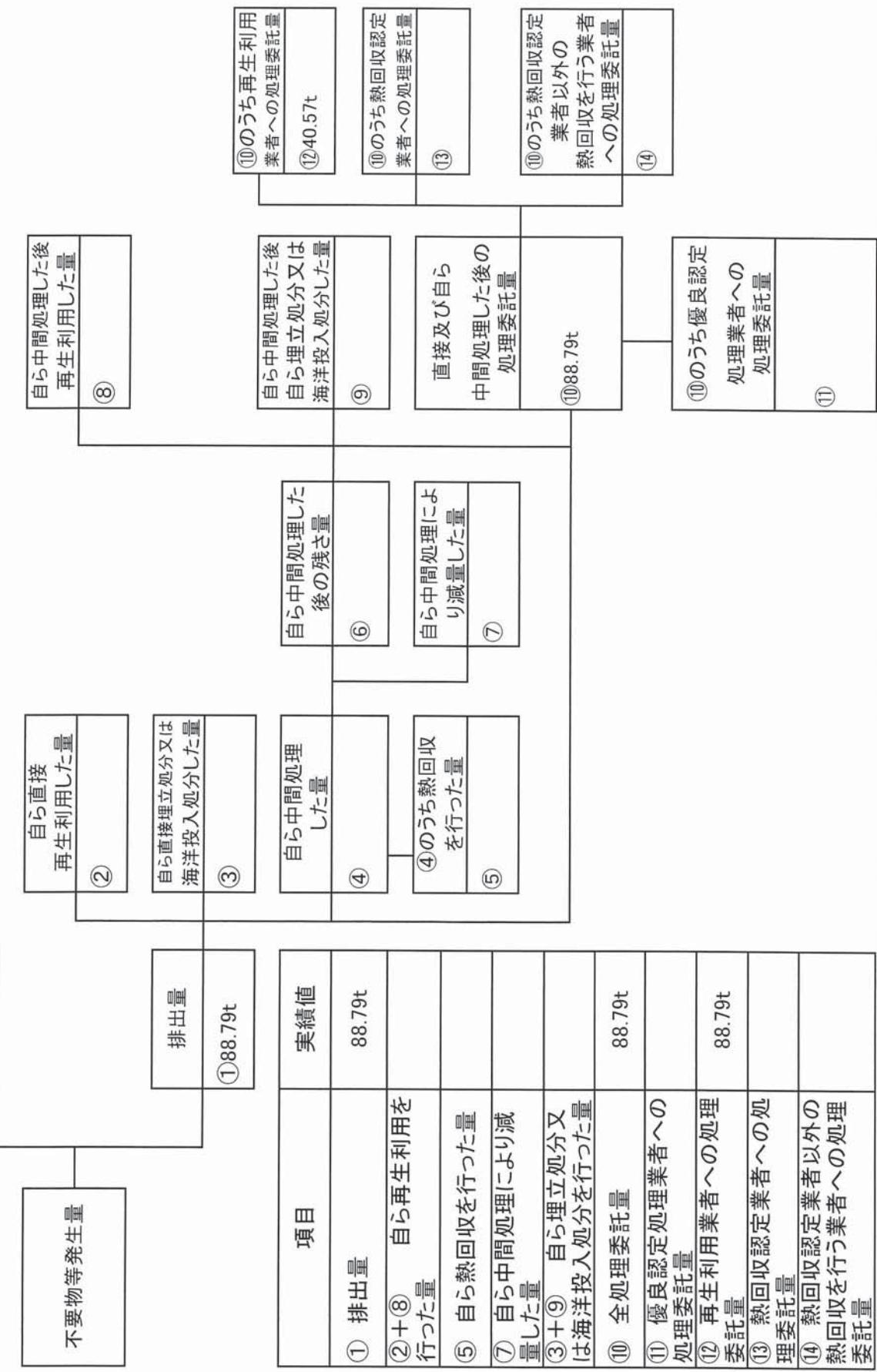
直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑩35.42t  
⑪のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑭  
⑪27.57t

(第2回)

## 計画の実施状況

廢プラスチック類

業廃棄物の種類:

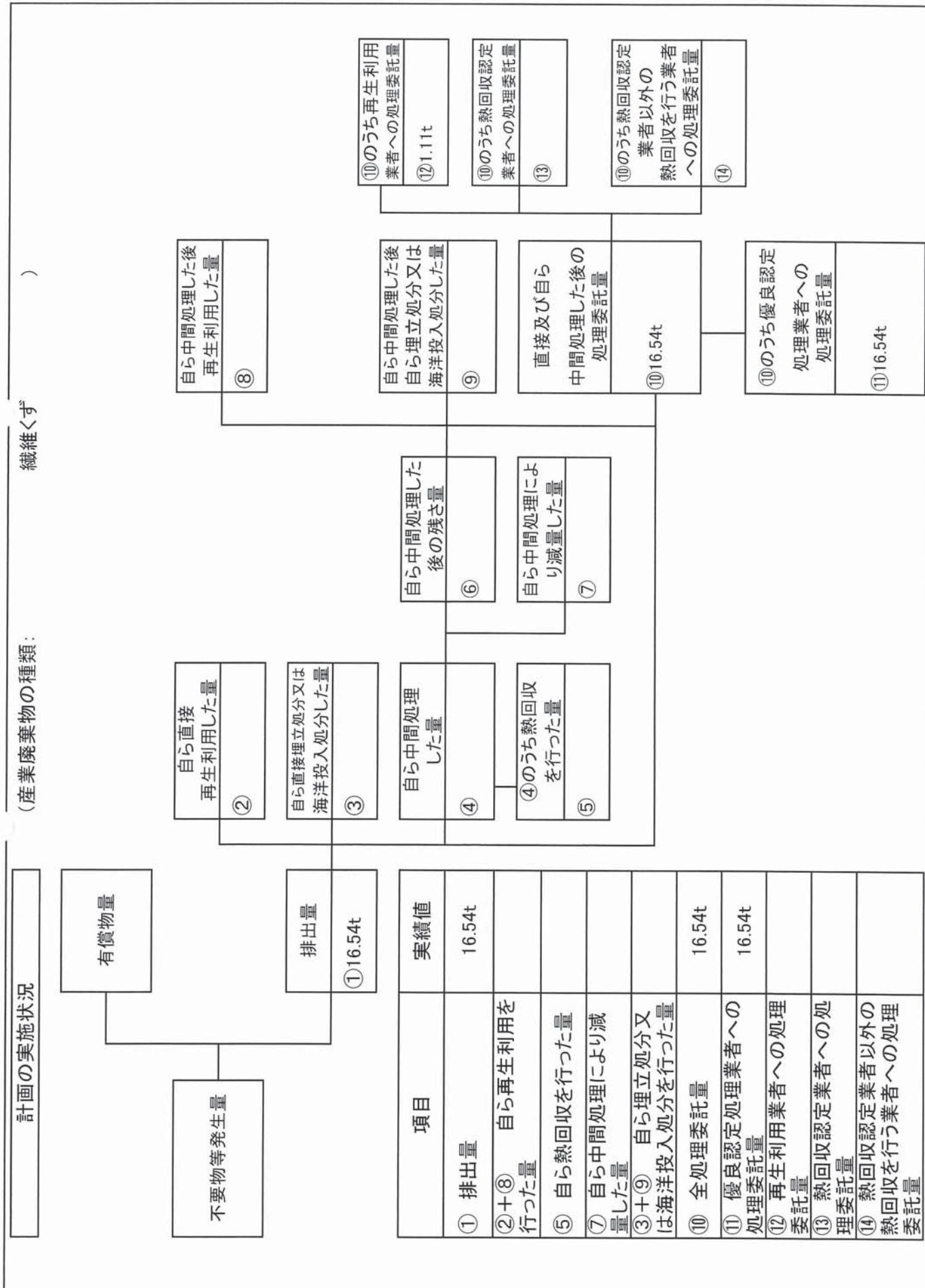


## 計画の実施状況

### (産業廃棄物の種類)

纖維くず )

( 第2面 )



## 計画の実施状況

混合廢棄物

### (産業廃棄物の種類:

量物償有

量發生等物不要

自ら直接  
再生利用した量

自ら中間処理した後  
再生利用した量

排出量	①0.39t
-----	--------

項目	実績値
① 排出量	0.39t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	0.39t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用業者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 热回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら中間処理した量	(4)	④のうち熱回収を行った量	(5)	自ら中間処理した後の残さ量	(6)	自ら中間処理により減量した量	(7)	自ら中間処理した後の中間処理した量	(9)	直接及び自ら中間処理した量	(10) 0.39t
自ら中間処理した量	(4)	④のうち熱回収を行った量	(5)	自ら中間処理した後の残さ量	(6)	自ら中間処理により減量した量	(7)	自ら中間処理した後の中間処理した量	(9)	直接及び自ら中間処理した量	(10) 0.39t

への処理委託量	
(14)	
⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	
(11)	

( 第 2 面 )

2

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理した後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。